

○山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例事務取扱要領の制定について

〔 令和 3 年 3 月 1 6 日 〕
〔 例規甲（少サ）第 9 2 号 〕

（概要）

この要領は、山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例、山梨県青年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則及び山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例に基づく営業停止の基準に基づく関係事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。